

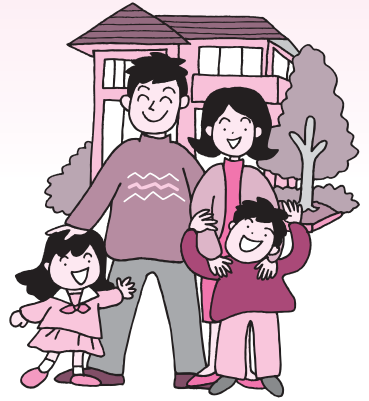


## 税源移譲

税源移譲に伴う新しい制度 (平成20年度以降の市・県民税から適用)

# 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の減少額相当分が市・県民税から控除できます(平成20~28年度)

平成19年から実施された税源移譲により、平成19年分以降の所得税における住宅借入金等特別控除(以下、「住宅ローン控除」)の控除額が減少してしまうときには、一定の事項を記載して申告書を提出することにより、減少額相当分を翌年度(平成20年度)の市・県民税から控除することができます。(平成11年から18年までに入居の方に限ります)



### □対象者

所得税で控除しきれない住宅借入金等特別控除があった方

※給与収入のみで年末調整されている方については、源泉徴収票記載の住宅借入金等特別控除可能額より住宅借入金等特別控除の額が少ないとき

市・県民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出先	申告期限
給与収入のみで確定申告をしない方	源泉徴収票を添えて市役所へ	3月17日(月)
確定申告をする方	市役所または確定申告書とともに税務署へ	

※住宅ローン控除申告書は、1月21日(月)から市役所、各支所・出張所へ置く予定です。

# 平成19年に所得が減って所得税がかからなくなった方は平成19年度の市・県民税が減額できます

平成19年から税源移譲によって国から地方へ税源の移し替えが行われ、ほとんどの方は所得税が減り、市・県民税が増えることとなります。

しかし、退職などにより所得が減って、移し替えるべき所得税がかからなくなった方でも、市・県民税だけ増加してしまうことがあります。

このように、税源移譲の税負担の増加の影響のみを受ける方については、平成19年度市町村民税・道府県民税減額申告書を提出することにより、平成19年度の市・県民税の増額分を所得割額から減額することができます。

なお、すでに納付済みのときには、還付または充当することとなります。

### □対象者

平成19年度市・県民税が課税されており、平成19年分の所得税が課税にならなかった方(対象となる方は、細かく規定されていますので、該当にならないことがあります)

なお、この制度の対象になると思われる方は、平成19年中の収入の有無にかかわらず確定申告または市・県民税の申告をしてください。

※減額申告書は平成20年7月1日から7月31日までの間に、平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ提出してください。



## 振り込め詐欺にご注意ください

市では、税金を還付する際、電話でATM(現金自動預け払い機)の操作をお願いすることはありません。

問 課税課市民税係 (☎内線2231、2493)